

相談支援専門員の要件となる実務経験について

相談支援専門員の要件となる実務経験とは、下記の①から④のどれか1つの条件を満たすものである。

①	「相談支援の業務」に従事した期間 「1号の期間」 ≥ 3年
②	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者のある者による直接支援の業務」に従事した期間 「2号+3号の期間」 ≥ 5年
③	「社会福祉主事任用資格者のない者による直接支援の業務」に従事した期間 「4号の期間」 ≥ 10年
④	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した期間 「1号+2号+3号の期間」 ≥ 3年 かつ 「5号の期間」 ≥ 5年

1号	平成18年10月1日において、次のア及びイに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に 相談支援の業務 （※1）その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
イ	精神障害者地域生活支援センターの従業者

2号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 （※1）その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（保健所、市町村役場の従業者）
ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更正施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者（身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者）
エ	保健医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級（介護職員初任者研修）以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第2号のアからウに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）
オ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの業務に従事した者

カ	特別支援学校その他これらに準ずる期間において障害のある児童及び生徒の就労相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した者
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	次のアからエに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム）の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業（旧児童デイサービス事業を含む）、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者（改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者）
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	その他、上記アからウの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

4号	第3号アからエに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※2）に従事した期間
----	--

5号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注）事業所指定に係る実務経験等については必ず各指定担当部局に確認してください。

※注）ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1）**相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2）**直接支援の業務**：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※注）国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と

相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管 Q&A を準用)

※注) 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。
(H18.8.24 主管課長会議)